

遊佐町臂曲地区岩石採取に係る公害等調整委員会での対応 及び森林法改正に関する要望書

鳥海山・飛島エリアは日本ジオパークに認定されています。また、麓には国指定史跡となった縄文時代の小山崎遺跡があります。多くの人々が訪れるこのたぐいまれな環境を保全するうえで、限度を超えた岩石採取には遊佐町議会は一貫して反対してきました。

ところで、遊佐町臂曲地区での新たな岩石採取計画に関し、平成30年9月に事業者が県の不認可処分を不服として公害等調整委員会に裁定を申請し、現在審理が進められています。この審理の行方は、遊佐町はもとより県内外の今後の健全な水循環の保全等に大きな影響を及ぼすもので、県による万全の対応が欠かせません。

こうした中、令和元年12月3日の山形地方裁判所判決は遊佐町の「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」の趣旨を幅広く認めています。このことは、司法の場においても、環境保全と調和のとれた開発について意識が高まっていることを示唆していると考えます。

一方、森林法（昭和26年法律第249号）では林地開発の許可権者である都道府県知事の裁量権が十分担保されていないと考えます。

については、山形県においては上記に関し、次のように対応されるよう要望いたします。

記

1. 公害等調整委員会で審理中の「山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（平成30年（フ）第1号事件）」に関し、不認可とした県の行政処分が認められるよう、引き続き万全の対応をとられたい。
2. 森林法における林地開発許可権者である都道府県知事の裁量権が十分担保される改正を行うよう、国に対し引き続き要請されたい。